

令和５年第６回農業委員会総会議事録										
開催年月日		令和５年６月２３日（金）								
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 ９時００分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 １０時０４分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	１	岡 安 広		出席	１	長 澤 い と		出席		
	２	岩 上 賢		出席	２	川 野 信 之		出席		
	３	関 山 功 一		出席	３	齋 藤 光 則		出席		
	４	進 藤 貴 一		出席	４	渡 邊 明 子		出席		
	５	江 原 健 治		出席	５	神 田 潔		出席		
	６	黒 須 宣 夫		出席	６	小 林 一 夫		出席		
	７	山 下 幸 一		出席	７	安 野 和 好		出席		
	８	吉 田 敏 雄		出席	８	清 水 清		出席		
	９	大 山 峰 夫		出席	９	今 泉 志 江		出席		
	１０	安 藤 富司夫		出席						
	１１	荒 井 肇		出席						
	１２	齋 藤 美佐夫		出席						
	１３	江 口 泰 夫		出席		出席者		２３名		
	１４	小 島 俊 雄		出席		欠席者		０名		
議事参与制限 を受ける委員		渡 邊 明 子		会長からの 出席要請者			農政課			
事務局		事務局長	佐々木 雅美			主幹		水野 慶之助		
		主査	塩村 孝太郎			主任		安藤 寛子		
		主事	菊地 広基							
説明員		事務局長	佐々木 雅美			農政課		新井 和久		
		主査	塩村 孝太郎			主任		安藤 寛子		
		主事	菊地 広基							
会議次第		別添のとおり			配布資料			別添のとおり		

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (5) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務状況の公表について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	おはようございます。 外を見て分かりますとおり梅雨の真っ只中となっております。皆様におかれましても、田植えは終わっているのかなと思います。この会議も現在のメンバーで行うのは、残り7月だけとなりました。引き続き委員を続ける方も任期満了となる方も最後までよろしくお願いいたします。
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございます。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席は農業委員14名、推進委員9名でございます。 また委員につきましては、別会議がございますので、途中退席させていただきます。 こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
議長	【開会 午前9時00分】 現在出席委員14名、推進委員9名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に小島委員、岡安委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第16号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第1 議案第16号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。本案につきましては※農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。 ※農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定に基づき以降も議事を進める。

農政課	本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月8日(月)から5月12日(金)までの5日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、新規設定件数37件、筆数92筆、面積70,832㎡、再設定件数40件、筆数32筆、面積92,959.25㎡、合計件数77件、合計筆数224筆、合計面積163,791.25㎡となっております。計画の決定におきまして慎重な審議をお願いいたします。本日審議して頂いた農用地利用集積計画の始期については、利用権設定で行ったものについては、令和5年7月7日から、中間管理事業を通す利用権設定については、令和5年9月30日からとなります。 内容について一部説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項には利用権設定を受ける要件が記載されておりますが、その第2号イには「耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。」と明記されております。資料3ページの新規の設定番号3につきましては、利用権設定を受ける借受人が過去に「農用地の全てを効率的に利用して耕作していると認められない」として、農業委員会において利用権の設定がされなかった経緯があります。先般、当該借受人の所有農用地を確認したところ、依然として耕作されていない農用地が一部見受けられる状況でありました。ついては、新規の設定番号3について、審議の際にご留意をお願いします。 農政課からの説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。まず初めに農政課説明のとおり、新規設定番号3につきましては、自作地の耕作状況等から農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号(イ)に掲げる「耕作または養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」要件に該当しないため、不許可とすることで御異議ございませんか。
委員	将来性のことを考えてこの4筆については、田ということでこれが認められないことになると埼玉型ほ場整備が滞ってしまいます。本人は今年も作付けを4町歩ほど行っております。その中で梨畑が不耕作地になっておりますが、田はしっかりと耕作を行っております。それを鑑みて、ほ場整備の中に取り組みたいと思っております。
議長	これは委員が土地改良事業を行っている地域であります。広大な面積から一か所だけ外れると不都合な部分が生じるかと思いますが、農政課の言うとおり不耕作地があるというのも事実でございます。皆様の御意見がいかがでしょうか。
委員	現在この筆につきましては、相対で貸し借りをを行い田植えを行っておりますので、田の管理につきましては、問題ないかと思われます。
事務局	今回の案件につきましては、原則不許可となります。しかし、埼玉型ほ場整備事業の担い手として携わっていきますので、埼玉型ほ場整備事業が頓挫してしまうのを防ぎたいと思っております。今回は特例ということではないですが、不耕作地を

	改善していくことを条件に例外的に許可というかたちでいかがでしょうか。
議長	事務局から説明があったとおり、委員にも様子をみてもらいながら、条件付きで許可を出すというかたちでよろしいでしょうか。
委員	今後、同じような案件が出た場合には同一の対応をとるかたちになるのでしょうか。
議長	基本的には不許可です。今回のような特例の場合は協議のうえで決定していきます。
委員	特例が続いてしまうと何で自分の時は特例が出なかったのかという意見が出てくると思いますがいかがでしょうか。
委員	今回不耕作地がありますが、田についてはしっかりやっておりますので、今後梨畑については改善していただく方向で本人に伝えたいと思います。
委員	現状では相対で貸し借りをを行っているという話だと思いますが、正式に契約を結ばずとも現状どおり行えば土地改良事業から外れるということはないと思いますがいかがでしょうか。
農政課	まず、実ヶ谷・千駄野地域のほ場整備事業に係る中間管理事業での貸付の説明をさせていただきます。事業区域の土地につきましては、すべて中間管理事業による貸付を行うことが条件となっております。こちらにつきましては今年の10月くらいまでに地権者の皆様でどなたに貸し付けるのか、もしくは、現在の所有者のまま変更なしでいくのかを決めていただいて、決めていただいた内容に基づきまして、市で中間管理事業による書類を作成し、貸付の手続きをとる流れになっております。貸付手続きの実際の予定は来年の5月の利用権設定の受付分として扱う予定でございます。本件の利用集積を認め、利用権設定を結んだとしても、中間管理を結び直す必要がございますので利用権設定を解約する必要があると思います。従いまして、地権者に問題がなければ相対で続けていただいて、来年の中間管理事業の契約まで待つていただく方法もございます。もちろん利用権設定をしてはいけないという理由はありませんが、農政担当から相対を勧めるのは問題ではありますが、今後の流れを考えるのであれば、相対で中間管理事業の契約まで続けていただくほうがスムーズに進むかと思います。
委員	先ほど農政課がおっしゃったとおり今回は見送って、相対で中間管理事業の契約まで続けていただき、それで土地改良事業に支障がなければよいのではないのでしょうか。
委員	今すでに相対で貸し借りをしておりますので、新規設定をせず引き続き進めてい

	ただいて、来年の中間管理事業の契約のタイミングで再度審議していただければと思います。
議長	来年の5月の中間管理事業の契約のタイミングで再度審議することよろしいでしょうか。
委員	今年からこの案件のかたに梨畑の改善を指導し、1年間でどの程度改善できたかの確認が必要だと思しますので、梨畑の管理を改めてお願いすることが望ましいと思います。
議長	皆様の意見を踏まえて新規設定番号3の案件については、不許可として決定します。
議長	残りの案件の審議にあたり、推進委員に関する事項があります。農業委員会等に関する法律第29条に基づき、推進委員の皆様に総会への出席をお願いしているところですが、議事の公正を確保するため、新規設定番号37を除いて御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	新規設定番号20～37番までですが、埼玉県農林公社が入っておりますが、最終的にはどちらの会社に貸すことになるのでしょうか。
農政課	△△△△会社、□□□□会社、△□△□会社の3社、個人では○△さんが借り手となっております。改めて、来月の総会で諮らせていただきます。
委員	○△さんという話が出ましたが、通常は中間管理機構を通して農業法人が借りることが通常だと思います。○△さんは親族で貸し借りをするということで異例だと思うのですが、個人が中間管理機構を通して貸し借りをするメリットはあるのでしょうか。
農政課	○△さんに関しては、経営の承継をする予定がございまして、承継をされる新規就農の農業者については、経営発展資金という県の補助事業がございまして。その補助事業を活用する際に中間管理機構を通して農地を貸し付けていることが条件となっております。その前提条件を満たすために中間管理の手続きが必要となっております。
委員	分かりました。メリットがあるということですね。 貸し借りがあった場合には、市の補助金があったと思いますが、今年はどうなるのでしょうか。
農政課	昨年までは利用集積についての補助金を出しておりましたが、補助金がなくとも貸し借りが浸透して進んできているようですので、昨年度をもちまして事業の趣旨

	を達成したということで終了しております。
委員	以前は補助金があったのに、今年はないという残念な意見もあると思いますが、事業の趣旨を達成ということでしたら致し方ないと思います。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号３７を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号３７を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
	[委員一時退室]
議長	新規設定番号３７について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案のうち、新規設定番号３７については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号３７については、原案のとおり決定します。委員は入室してください。
	[委員入室]
<u>日程第２ 議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第２ 議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１７号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は２件でございます。総会資料の２４ページを御覧願います。

	番号１につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は１６１．８７ａで、全て耕作又は自己保全管理がされております。農業従事者は４名で、従事日数は１５０日、農機具等については、トラクター、コンバイン、田植機を所有しています。申請地では、今後は水稻及び一部の農地に野菜を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 続きまして、番号２につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は３３．７３ａで、全て耕作又は自己保全管理がされております。農業従事者は２名で、従事日数は１５０日、農機具等については、トラクター、草刈り機、動力噴霧器を所有しています。申請地では、今後は農地に野菜を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号１の３条申請について、６月１４日に現地を確認いたしました。現地案内図は１ページです。申請地は水稻を作付けし農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作又は自己保全管理がされております。 ついては、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号２の３条申請について、６月１４日に現地を確認いたしました。現地案内図は２ページです。申請地は農地として使用されており、譲受人も農機具等を所有しており、所有する農地は全て耕作又は自己保全管理がされております。 ついては、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕

議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 17 号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第 3 議案第 18 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第 3 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は 1 件でございます。総会資料の 25 ページ目を御覧願います。 番号 1 につきましては、申請人が、所有権を有する申請地について、農業用倉庫敷として転用するための申請です。申請人につきましては、現在、市内にて生活しております。昭和 40 年頃に購入したコンバインが大きすぎたため、納屋に機械が入らず、申請人の父親が農機具小屋を建て使用しておりました。長年使用していた農機具小屋の老朽化が進み、維持が難しくなったため今回申請がなされたものです。農地区分につきましては、10ha 以上の一団の農地であることから、第 1 種農地と判断され、転用は不許可となりますが、農業用施設は農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イの不許可の例外に該当するため転用可能となります。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。 説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号 1、高岩字下宿****、**** 地目 畑***㎡の 4 条申請について、現地を確認いたしました。現地案内図は 3 ページでございますので、御覧いただきたいと思います。申請地は新白岡駅から約 1,000m、東小から約 500m、高岩天満宮から約 300m の場所にあります。また、簡易的な農業用倉庫を建てておりましたが、農業用に供されており、違反ではありません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御

	疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第18号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第4 議案第19 農地法第5の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第4 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。総会資料の26ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、妻の母が病気を患っており、週3日介護のため実家に戻る生活しております。将来、両親の介護及び子育てを考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。 番号2につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。譲受人につきましては、現在、夫と妻、子供5人の7人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、現在の賃貸住宅では手狭であり、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。 説明は以上でございます

議長	説明が終了しました。これから番号１、２の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第１９号番号１、小久喜字里**** 地目 田 ***㎡、番号２、小久喜字里****、地目 田、面積 ***㎡の５条申請について６月１９日に現地を確認いたしました。申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。更に申請地は市役所から５００m以内の範囲であり、市街化が著しい区域です。なお且つ、病院、はびすから５００m以内の範囲に存在し市街化が著しい区域です。 なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は４ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１９号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第５ 議案第２０ について令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について</u>	
議長	日程第５ 議案第２０号 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第２０号 令和４年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局から御説明いたします。別冊資料を御覧願います。

	農業委員会等に関する法律第37条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の1つとして様式が定められているため、審議をお願いするものでございます。構成としましては、1ページ目が令和4年4月1日現在の農業委員会の状況となっております。2020年のセンサスを基に作成しております。2ページから5ページ目までは、最適化活動の実施状況となっております。農地の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の目標及び実績の結果となります。6ページ目は、事務の実施状況となっております。総会等の開催実績や農地法関係の許可事務の実績となります。 事前に配布させていただいて、皆さまにはご確認いただいているところかと思いますが、ご意見等ございましたらよろしく申し上げます。 なお、活動の点検・評価で報告する実績数値については、県の指示に従い集計し記載しており、県のチェック後、市のホームページで公開します。集計の考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度報告させていただきます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。
委員	農業参入法人が0となっておりますが、市内の農業法人は含まれないのでしょうか。
事務局	数字が漏れておりました。4社となります。
議長	他に御質疑等はございますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第20号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第16号から20号に係る議事を終了します。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決

事務局 議長 議長 議長	処分について を事務局から説明をいたさせます。 協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は8件でございます。総会資料の29ページから31ページ目を御覧願います。 番号1及び2につきましては、駐車場敷のための転用です。番号3につきましては、店舗敷のための転用です。番号4及び8につきましては、分譲住宅敷のための転用です。番号5から7につきましては、住宅敷のための転用です。 説明は以上でございます。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 続きまして、協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局から説明をいたさせます。
<u>協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
事務局 議長 議長 議長	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、今回報告は3件でございます。総会資料の32ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、令和5年5月10日に解約があったものです。理由は、地権者から解約の申し出があったため、解約となったものです。 番号2につきましては、令和5年5月31日に解約があったものです。理由は、3条許可申請にあたり、利用権設定がされていたため、解約となったものです。 番号3につきましては、令和5年6月1日に解約があったものです。理由は、過去に家族間で農地法第3条による使用貸借権が設定されておりましたが、新たに利用権を設定することとなったため、解約した旨の届出があったものです。 説明は以上でございます。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等伺います。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり] 質疑なしと認めます。 続きまして、協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局	協議報告事項３ その他について でございます。農業委員会活動記録の提出について御協力ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の資料配布時に返却させていただきます。 続きまして、来月の農地パトロールについてでございますが、来月は委員の改選があることから、７月１１日岩上委員・日勝地区推進委員のみを予定しております。必要に応じて日程変更をお願いします。また、以降の日程につきましては、任期満了後の新体制が固まり次第、改めて御案内させていただきます。 続きまして、来月の総会についてでございます。７月１９日（水）午前９時 議事録署名委員の小島委員、岡安委員は来月署名をお願いします。 最後に臨時総会についてでございます。７月２０日（木）午前９時 ７月１９日で現任の農業委員の方が任期満了となることから、改選後の体制による任命式等を予定しております。後ほど詳細を御連絡させていただきます。
議長	説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
委員	篠津北東部での土地改良事業の進行状況を伺いたいのですがよろしいでしょうか。
事務局	現在の進行状況としては、非農用地部分の現地工事が始まっております。今年度はハウスの建設に向けて、国庫補助金申請に向けて調整を行っているところです。早ければ令和６年度に１つ目のハウス、令和７年度に２つ目のハウスの建設を予定しております。
議長	他に御質疑等ございませんか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前１０時４分]